

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1-161）、MOX 燃料加工施設（1-165）」

2. 日時：令和4年9月1日（木） 13時30分～16時00分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、中川上席安全審査官、田尻主任安全審査官、津金主任安全審査官、岸野主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、藤原主任安全審査官、大岡安全審査官、上出安全審査官、武田安全審査官、高梨安全審査専門職、瀬戸川安全審査専門職、清水係員

日本原燃株式会社 燃料製造事業部副事業部長（新規制基準） 他11名

東京電力ホールディングス株式会社 サイクル技術グループ
グループマネージャー 他1名

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子燃料部門
原燃計画グループリーダー他1名

電源開発株式会社 原子力技術部 原子燃料室 上席課長

東北電力 原子力部 原子力技術 副調査役

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html

- ・ 日本原燃株式会社 MOX 燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和 2 年 12 月 24 日）
「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX 燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html
- ・ 令和 4 年 8 月 30 日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	録音開始いたしました。
0:00:03	規制庁清水です。それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始しますと本日のヒアリングは令和2年12月24日に申請のあった設工認点検について、
0:00:15	知恵を基にヒアリングで事実確認を行うものになります。まずは規制庁側の出席者を紹介いたしますのでこちらは出席者の紹介をお願いします。はい、では本庁から
0:00:29	オオオカタジリコサクタカナシ。
0:00:35	はい、遠藤です。
0:00:37	Bーツガネ、ナカガワ、タケダ、カミデ、セトガワ、
0:00:42	になります。大橋さんは後で参加するようになりますはい。
0:00:49	はい。その他WEBからの参加で、キシノ、
0:00:52	シミズ、
0:00:54	以上になります。それでは日本原燃の方から出席者の紹介をした上で議題の構成の説明をします。お願いします。藤原さんもです。ごめんなさい。
0:01:06	み遠藤お願いします。
0:01:10	は、日本原燃中浜でございます。
0:01:13	日本原燃側の出席者を紹介いたします。
0:01:17	赤松タニグチ。
0:01:20	イシハラ。
0:01:21	キクチ。
0:01:22	フジエダ。
0:01:24	サトウタカハシセガワ。
0:01:28	フジベ。
0:01:29	シミズ。
0:01:31	ナカハマ。
0:01:32	ウェブからの参加で、ヤマダ、
0:01:35	以上となります。
0:01:38	本日ご確認いただきます資料でございますけれども、現在画面共有させていただいております共通シリーズの共通05及び共通08、
0:01:49	確認いただきたいと思えます。
0:01:52	それでは、共通05より説明を開始させていただきます。
0:01:58	はい。日本原燃石原でございます。

0:02:01	それでは共通 05 ディビジョン 7 ということで 8 月 30 日に提出をさせていただきます。
0:02:07	主な修正点でございますが、右下 24 ページの、
0:02:14	まず表になり、第 1 回からの各申請書以降にも含めた各申請書等、
0:02:22	加来常務の関係と、かつその申請条文との関係に対応する設備というものを書かさせていただいてますこの表前回のやりとりを踏まえてし、修正をしていると。
0:02:33	ということ 25 ページの S A 側も同じでございます。
0:02:38	その各四角バーの考え方というのが 26 ページ以降ついてましてこちらも前回のやりとりを踏まえて修正をさせていただいてございます。
0:02:50	はい
0:02:52	続きまして右下 39 ページから参考 1、添付 2 の参考 1 ということで海洋放出管理管理系に係る共用範囲等についてということで、
0:03:04	前回お出しをした、41 ページ前の図も含めてですね、全体、説明を拡充させていただきました。構成の話、あと設工認の実績の話、あと、第 4 主幹としている範囲の条件、
0:03:20	というものを記載を拡充をさせていただきました。
0:03:24	はい。あとは、右下、
0:03:29	52 ページから設備区分の整理の話がありまして、
0:03:34	こちらで一つは 54 ページにあります放管関係の設備区分の見直しをしたということでございます。
0:03:45	あとは、青字になってますのが右下 58 ページの、
0:03:51	委員会事項遮へい設備のところが変わっていると、いうことでございます。
0:03:58	はい。あとは、右下 60 ページのところの、それぞれの
0:04:05	修正方針のところの説明書きを拡充させていただきました。
0:04:10	またあわせまして、参考として別紙 1C というのが後ろへさ 61 ページ後ついてます。これは
0:04:17	設備区分の整理の考え方を整理をさせていただきましたが、これ共通 8 にもついてます。
0:04:24	で、その修正の考え方等々については共通ハセガワで説明をさせていただければと思っております。はい。一つご説明以上になります。
0:04:37	規制庁清水ですとそれではまず共通 05 資料において規制庁側から確認ございましたらお願いします。
0:04:48	規制庁の藤原です。
0:04:53	いろいろと最後の検討。

0:04:58	整理していただいている状況かと思います。船社で藤原さんの声が大分とぎれとぎれなんですけど、
0:05:09	すいません、ちょっとマイクからとの方です。
0:05:12	規制庁の藤原です。
0:05:15	これまでの流れで、いろいろと設備分類等を修正いただいているところかと思っているんですけども、
0:05:23	放射線管理の設備のところでもいろいろと整理を行いながらというところではあるものの、S Aのときに使う江藤今田と、
0:05:34	I Tの方に分類されてるんすかね排気設備か何かに管理されてる。
0:05:40	工程室の放射線
0:05:42	計測設備、江藤当時ページで53 ページのところの、
0:05:47	橙色というか、オレンジ色のところの最後の方にあると思うんですけど、これって、機能を考えると、放射線管理の方の設備かなと思うんですけども、
0:05:58	何ていうんですかね、工程室とかの、
0:06:01	場の管理をするというか場を見ているような、
0:06:05	ものかなあとっていて、実際事故のときにも、その場が落ち着いたかどうかというのを確認して、回収作業を行うという時に使われているとっていて、
0:06:17	その辺今回放射線管理の方に、設備として分類されなかった理由とかそういうところで何かありますか。
0:06:29	はい。宮城西浦でございます。はい。
0:06:32	右下53 ページのところでも今のご指摘のところは、重大事故対応設備の中の提出放射線計測設備のある、
0:06:44	浜田ダスト欄サンプラー等あればβ線用サーベイメーターのことだと思ひまして、
0:06:51	我々もすいません正直、悩んでました。理由としては、一つは許可の時に、大分、この設備をどこに置くかという議論をさせていただいてですね。
0:07:03	当初放射線管理に置くかっていう話もあったんですけど、その当時の話としては、重大事故のいわゆる回収操作に再生作業に直接使うものだと。
0:07:14	その0 雰囲気を確認するといっても、作業との関係が強いんじゃないかということで、許可の時にはこの分類に入れ込んだという経緯もありましたので現状これを区分に入れてございます。ただおっしゃっていただいた通り役割として

0:07:31	私放射線管理関係の設備だとも思いますので
0:07:40	どうしてもこうじゃないと困ると言っているわけではないところもあってですね、放射線管理士設備という位置付けに進んであれば放射線管理関係の一番最後にですねこの設備を持ってくると。
0:07:52	ということでもうやり方としてはありかなと思ってました。以上です。
0:07:57	規制庁の藤原です。
0:07:59	今回、いろいろと許可のところから、設備の分類とか訳分け方なりといったところを整理していただいているところですので、
0:08:12	まとめられるというか集約っていうんですかね今だとちょっと放射線管理の機能を持ちつつも全然違うが全然違うというか、放射性廃棄物の期待。
0:08:22	廃棄物ですかね、の方の設備というふうになってしまっているの、その辺りは今回、
0:08:28	大々的に整理をしていただいているところで集約というか放射線管理の方に持ってこれるのであれば、そういうことをされてもいいのかなというふうに思っています。
0:08:37	ですかね。
0:08:39	はい、弓削西田でございます。はい。承知いたしました。設備分類、他の方に通知し、
0:08:47	させていただきます。はい。以上です。
0:08:50	規制庁の藤原ですよろしくお願いします。
0:08:53	規制庁コサクです。多分、
0:08:59	石原さん、聞こえてました。
0:09:02	はい、日本エリアでございます。若干遠いかなと思いますけど聞こえます今ははいわかりました。今、その映されるってところなんですけど、その前に石原さん最後についていうふうに言われたんですが、
0:09:17	54 ページ。
0:09:19	の方から見るとですね。
0:09:21	前半部分 2 d B 関係で放射線監視設備とあって、
0:09:30	その下 2、色つきにしている、代替モニタリングという形で、エッセイ関係が入ってます。
0:09:38	で、これで見ると、今の話は、D B の方の屋内モニタリング設備に対応するんじゃないかなと。
0:09:49	思ってまして、代替モニタリングを見ると、屋内がなくて排気と環境になってるんです。
0:09:59	ということからすると、この大体 8 機の上に、名前は現状の、

0:10:05	工程室、放射線計測設備でもいいんですけど、
0:10:11	入れる場所はその1にした方がいいのかなと思いますけどいかがですか。
0:10:17	はい、峰社でございます。最後に暗に言ってしまって申し訳ございません。最後にと言ったのは放射線監視設備の欄の、同じ欄で、最後に突っ込んで、
0:10:30	代替モニタリング設備の上になるという感じでした。以上です。
0:10:38	内数じゃ
0:10:49	ビーメディアでございます聞こえてましたでしょうか。古作です。代替モニタリング設備の内数ではなくて外にするっていう理由は何かあります。
0:11:06	はい、日本ネシアでございます。今、屋内の放射線をはかるという意味で、設備区分のこの工程室放射線計測設備をどこと対にするかっていうことだと思います
0:11:21	今、ちょっと私が申し上げたのは放射線監視設備、代替モデリング設備と同列と思ってましたが、今おっしゃっていただいたのは代替モニタリング設備の中で、大体排気モニタリング設備と同列みたいな位置付けですかね。
0:11:35	コサクですその方がその機能的な整理としては綺麗なのかなと思ったんですけど。
0:11:43	はい、稲毛西田でございます。はい承知いたしましたありがとうございます機能との関係で、そういう形で整理をさせていただければと。
0:12:00	色が悪いです。あれ、何かついてない。電極ってのは、今行きました。はい。すいません原燃の方聞こえますでしょうか。ちょっと接触悪くて。
0:12:14	昔、
0:12:18	今、
0:12:23	さっきの方も今関連しますので共通0はちいについて等、
0:12:28	県側からの説明をお願いします。田尻です。衛藤苑香飯塚途中から教えは伝えて多分医者さんの最後の方だと思うんですけど、
0:12:39	多分言葉が途切れてしまって聞こえなかったでできればそこからもう一度聞ければと思います。
0:12:46	はい。新美西原でございます。先ほどコサクさんのご指摘も踏まえてやりとりをさせていただいて、
0:12:55	工程室放射線計測設備は、

0:12:58	来ない代替モニタリング設備の下にある大体排気モニタリング設備と同列の形でその中にその区分、代替モニタリング設備、
0:13:10	の中にですね、学校提出放射線計測設備として入れ込むという形でさせていただこうと思っておりますということでございました。以上です。
0:13:31	はい、古作ですわかりました。
0:13:38	それでは、共通 08 の説明をさせていただきたいと思いますちょっと音声。はい。
0:13:46	光岡です。
0:13:50	第 4 回以降変更で、
0:13:54	15 条、
0:13:58	内容、
0:13:59	構造の条文で、混合酸化物貯蔵料金が今回の説明が追加されていて、
0:14:09	昼食前再処理施設のちょっと流用するということで 0 になってるんですけど、
0:14:15	これ、材料及び構造は、要求変更になって、かつ、
0:14:20	酸化物貯蔵容器は君から変更なし。
0:14:24	仕様変更ないということだと思いますので、
0:14:28	こちらの三角にあたる申請対象じゃないけど、摘採適正化みたいな扱いになるんじゃないかなと思うんですが、その辺の認識いかがでしょう。
0:14:40	はい。日本原燃吉浦でございます。大川さんのご指摘、すいません我々としても認識は同じでございます。添付書類側での説明を適正化させていただくと。
0:14:52	ということで本文の仕様上も何も変更はないということになると思っておりますので、
0:14:58	そういうことがわかるように、表の方を見直しをさせていただきたいと思います。以上です。はい。
0:15:10	すいません規制庁カミデですおんなじところなんですけど、
0:15:19	のところに施設共通設計方針っていう、
0:15:27	に至っても、基本設計方針がここで追加されたりするんですか。
0:15:42	はい。宮城の石原でございます。今のあれですかね、15 条の話でよろしかったですか。
0:15:49	はい。規制庁甲斐です。15 条の、
0:15:54	第 4 回に変更のところですよ。
0:15:57	はい、与儀入社でございます。書き方としてはですねよく、別紙 2 である、第 1 回と同じ例えば第 2 材料構造の第 2 回出てきますんで、第 2 回と同じと書いてるものも一応申請としては、

0:16:11	基本設計方針も一応あった上での展開だということで基本設計方針という書き方をさせていただきましたここで基本設計方針が追加になるということではないので、そこら辺も
0:16:24	見た状況で誤解がないように、記載は他も含めてちょっと記載の仕方は工夫をさせていただきたいと思います。以上です。
0:16:35	藤。規制庁上出です。その辺今現状どういうルールになってますかね。例えば第4回の2項変更だと。
0:16:44	臨界は基本設計方針って書いてないですね阿藤。
0:16:51	耐震も書いてない。
0:16:55	8条は、基本設計方針だけは書いてあるみたいな感じでどういう場合に、
0:17:01	この基本設計方針って書いてるのがよくわからないんですけど、現状のルールはどうなってますか。
0:17:12	はい、稲石でございます。この施設長Ⅱ基本設計方針という項目を立てているものは、それが別紙の中で、第4回まで含めて、
0:17:25	これがそのまま展開されますよう、第1回とか第2回と同じですよと書いてあるものを正しく別紙2で展開分類の中での、
0:17:35	既設共通基本設計方針という書いてあるものがどこまで展開されるかということで整理を今させていただきます。第4条の委員会についてはもともとですね個別具体の設計方針が並んでいる、またについて大布施委員と含めて、
0:17:52	ということで施設共通基本設計方針に憂いするような類の基本的方針の分類が今のところないということで、現状の基本施設共通基本設計方針という記載はないというのが現状の記載です。
0:18:07	ここは先ほど申し上げた通りあくまで今の別紙2.の展開をベースに経営記載をさせていただいていると、ということでございます。以上です。
0:18:19	藤規制庁カミデです。判例を見ると、
0:18:24	別表2に飛んでいて、
0:18:28	34ページですね。
0:18:30	34ページの、
0:18:34	別表2で丸がついてるようなところ。
0:18:39	2、
0:18:41	24ページの表の中にも、根井。
0:18:47	何か施設共通基本設計方針って書いてますっていうことですか。

0:18:54	はい。日本原燃志田でございます。はい。そのつもりでございますして、若干不整合等いただいたことがあるかもしれませんがもともと考えていたのはそういう整理でございます。以上です。
0:19:07	はい、規制庁カミデなんで。
0:19:10	新しい基本設計方針がこの会議で出てきますよっていうことではなくて、
0:19:18	ではないってことはわかったんですけど、
0:19:21	じゃあ何を表現してるんだっていうのがよくわかんなくなっちゃったんですけど、どう、どういうこれを書くと、どんないいことがあるんですかね。
0:19:30	はい、弓削根井者でございます。良いことかどうかってのはよくあれですけど、以前もお話をさせていただいて、いわゆる耐震なんかでいくと耐震重要施設以外のものの共通的な方針みたいなものであったり、
0:19:46	評価法のベースになるような基本原則みたいなものっていうのは、それぞれの設備は本来であれば全部丸がついてしまうんですけどもそうではなくて、
0:19:56	施設共通的に謳う基本設計方針でしょうというものは別紙の中で分類した上で、それが設備申請対象設備との関係で、どういうところに丸がつくんだという整理をさせていただいていると、いうことでございます。
0:20:12	これを示すことによって
0:20:15	我々の別紙2例の展開でこれが申請対象として新しく0になるのかと言われると、最初にCで書いてあるように、第1回と同じと書いていれば、0という三角なのかもしれません。以上です。
0:20:31	はい。規制庁上出です。
0:20:36	今言われたような情報よりも、基本設計方針の追加があるのか、要はそれを基本設計方針も今回審査してますから、そういう、
0:20:48	審査対象がどこにあるのかっていうことを示していただく方が、こちらとしては、メリットがあると思ってまして、
0:20:59	そういう意味で言うと、00シリーズの別紙2なり3で、どの開示に基本設計方針が追加されますということは整理されてますから、
0:21:12	それを展開、24ページの表に展開された方がいいんじゃないかと思えますけどいかがですか。
0:21:23	はい、日本石田でございますはい。おっしゃっていただいていることは理解をしましたその方が何を言わんとしてるかが、ちゃんと伝わるかなと思いますので、別紙との整合というか連携含めて、
0:21:37	ここでの表し方を考えたいと思います。以上です。

0:21:42	はい、規制庁カミデですわかりました。
0:21:45	あと、
0:21:47	24 ページで、
0:21:50	ちょっと別の話ですけど、
0:21:53	第 4 回の 2 項変更ですが、7 条の
0:21:59	津波がですねこれバーになってて、今回津波、建屋の中に設置しているものは、四角にしますっていうのはこないだのヒアリング、
0:22:09	踏まえて直してもらってるんですけど、第 4 回の 2 行だけバーになっているのがよくわからなくて、これは何か意図がありますか。
0:22:22	はい、日本イシハラでございますはい。
0:22:27	整理としては対象がですね今後酸化物貯蔵容器あと粉末缶、あと開発課のうち先ほど別に付けさしていただいた図を、
0:22:37	ちょうど地中に埋まってる部分の、MOX と最初にとりあえず部分までの配管ということですので、酸化物貯蔵容器を粉末缶の毎週的には、建屋の中に入ってるから大丈夫なんだろうっていうのは、
0:22:54	一つの考え方としてはあると思いますので、ここバーっていうのはちょっと付けすぎで割り切り過ぎかなという気はしますので、同じように四角を打つことで修正をさせていただければと思います。以上です。
0:23:08	はい。規制庁菅です。わかりました。菅、今の考え方って地盤と同じだと思うので、地盤とずれちゃおかしいなと思ってますからそういう認識でいいですね。
0:23:21	はい。日本イシハラでございます。はい。同じでございますのではいその ENDF てごないようにさせていただきます。以上です。
0:23:29	はい、規制庁カミデわかりました。24 ページ、この辺の表に関しては私からは以上です。
0:23:45	シミズ該当共通 05 についてこの表以外に関しても、確認事項規制庁側からございますでしょうか。
0:23:56	規制庁上出です。
0:23:59	39 ページの太陽光質感の資料追記してもらって細かい話なんですけど、
0:24:07	39 ページの一番下の四角、
0:24:13	の、
0:24:15	赤字のところですね、廃液貯槽 D とありますけど
0:24:21	これが、
0:24:23	41 ページにいくと、廃液貯槽っていうのがなくて廃水貯槽になってたりとかですね。

0:24:30	ちょっとずっと何か言葉がちょっと並んでないような気がするのでこの辺りはちょっと見直して適正化してもらえばと思いますけどよろしいですか。
0:24:43	はい、日本エリアでございます。はい。すいません。お恥ずかしい限りでございます。はい。ちょっとずっと本文許可の方も見ながら整合をとるようにさせていただきます。以上です。
0:24:54	はい。規制庁深見ですよろしくお願ひしますで
0:24:58	何だろう、39 ページとかで今回、記載を追加したことによって、図に出てないようなものが出てきているのであればそれもポンチ絵に足してもらって、わかりやすいようにということでよろしくお願ひします。
0:25:14	はい、稲石でございます。はい承知いたしました。その辺も見て、必要な修正を加えたいと思います。以上です。
0:25:25	はい、規制庁過日わかりましたよろしくお願ひします。
0:25:29	そうですね
0:25:35	はい。私の方から以上です。
0:25:44	成長シミズです。他共通 05 の資料において規制庁側から確認でございますでしょうか。
0:25:56	なければまず、1. 共通 05 試料の振り返りとして元に行った修正方針と説明をお願いします。
0:26:07	はい、日本の石田でございます。まずはさっき大川さんからご指摘あった混合酸化物貯蔵容器の材料構造のところ、こちらについては
0:26:18	申請する内容がわかるような記号のつけ方なり修正をさせていただきますと、ということとあと若宮さんからあった施設共通基本設計方針の扱いですね。
0:26:30	C2 と整合を図るように、別紙 23 見ながら、それと整合を図るような形で、24 ページであったり、34 ページ以降の表だったりということは修正をさせていただこうと思います。
0:26:44	あとは 39 ページ以降につきまして嘉陽 20 日の整理でございますがずっと本文との連携含めて、誤記等がないようにかつ確実にすべきところが岡井あれば、
0:26:55	ここ記載を拡充させていただくということでございました。以上です。
0:27:04	すいません、もう 1 個忘れてました。最初にあった、
0:27:08	重大事故の改修作業に使う方向提出放射線計測設備の設備区分の見直しというのもさせていただきます。以上です。
0:27:21	規制庁清水です。そうで共通 05 資料について、何か規制庁がわからなければ、

0:27:30	都築次の資料に移ります。共通 08 について原燃側から説明をお願いします。
0:27:38	はい。日本原燃石原でございます。
0:27:41	それでは、共通 08 ディビジョン 12 ということで 8 月 30 日に提出をさせていただきます。
0:27:50	本資料につきましては、まず、
0:27:55	34 ページ以降の表ですね、これは前回て使う変更点というのは青い色でハッチングをさせていただきます。
0:28:03	大きくは、施設共通基本設計方針のところの整理ということと、あとは前回やりとりありました D B S A 種々で同じ設備を同じ違う名前で使う場合の整理として、
0:28:20	D B 側の設備区分設備、
0:28:23	区分で設定した表の部分については、D B の説明を、同じ設備でも重大事故対設備としての設備区分で表に展開している場合は S A の整理、整理までつけようと。
0:28:35	ということで、1 年見直しをさせていただきます。
0:28:40	というのが、大きく修正したポイント 1 個目でございます。
0:28:44	はい。続きまして、右下 85 ページ以降にあります技術基準規則各条文と関連書類の整理ということで、
0:28:55	特には添付図面の 0 月の整理でございます前回お話をさせていただいた通り、添付図面としてつけるものと条文との関係がある場合は丸白丸れる。
0:29:08	書くということで、適合性説明書の中で、そういった図面に相当する図をつけますという場合には、黒丸ということで整理させていただきました。
0:29:19	具体的にどういう整理かは 89 ページ以降の表で、この配置図、平面図断面図、系統図といったものごとに、
0:29:27	その整理をどういう考えでやったのかと、いうことを書かさせていただきました上で、新生会ごとに、右下 92 ページ以降、
0:29:38	第 1 回から、それぞれ整理をさせていただきました。
0:29:44	と言いながら若干まだちょっと動きがありまして
0:29:48	右下 92 ページの第 1 回の申請でいきますと、第 13 条の安全避難通路等なんです、
0:29:56	人数及び断面図のところには白丸と黒丸があります。これ白丸がなくて黒丸だけが正解でございます、あと配置済みの黒丸がありますが、この黒丸はバーの間違いでございます。

0:30:10	堀本すいません何個もあって恐縮でございます右下 94 ページの第 3 回の申請の一番右側には第
0:30:20	39 条の通信連絡の設備でございますが今系統図のところに白丸と黒丸がありますけどこれ黒丸だけが正解でございます白丸が余分でした。
0:30:31	合わせて、第 4 回の 95 ページも同じように 39 条が、白丸黒丸になっているクロマルだけで間違いでございますして合わせて 25 条の通信も同じように、
0:30:43	黒丸だけが正解でございます。ちょっと整理をするときに書き間違えたということでございます。
0:30:51	合わせて、各説明書の中で示す図面というのがどんなものがあるかというのを、96 ページ以降に、条文ごとで整理をしておると。
0:31:00	ということでございます。
0:31:02	それが大きく直した 2 点目でございます。
0:31:07	はい。3 点目としましては、先ほどありました設備区分の中で、前回やりとりをさせていただきました警報関係せ、関連設備にまとめたものを、
0:31:17	どういう考え方で整理をしたのかということの考え方を、右下 141 ページから、整理の考え方を記載をさせていただきました。
0:31:27	ここの 1 ポツで計装関係の設備 2 ポツでそれ以外のその他の主要な設備の考え方整理の考え方を、
0:31:35	書かさしていただいております。
0:31:38	はいちょっとここで解決自分で書いておきながらまだちょっと足りなかったなと思っているところが、この考え方は、大きく二つあります。
0:31:49	音が。
0:31:51	141 ページの一番下からありますグローブボックス温度監視装置のところの記載の、いわゆる現地するものから、その信号を受け取りする番であったり、それを作動させる側の設備こういったものを、
0:32:05	まず一連でちゃんと示すんだという考え方が 1 個大きくありますと。
0:32:10	もう 1 個は、一方と書いてあるうちの技術基準規則との関係ということで、技術基準規則にひもづいて説明をする条文の設備区分を設定するか。
0:32:21	それともそれとは関係なく、まとめて今回のように警報関連設備で、エントリーするかという、大きく二つの考え方で整理をしたということでございます。

0:32:32	そのためちょっと一本後を書いてあるところだけが強調されて書いてますが、検出短から検出結果を示す場合であったり検出結果を含めた弁当の動作までと書いてあるのは、
0:32:43	この警報関連設備を区分したものの話ではなくて、いわゆるグローブボックス温度加圧装置のように、火災防護設備に入れたものも同じような考え方で整理をしたいというのが大枠の考え方でございます。
0:33:02	2ポツにあります、その他の主要設備でございます。前回いろいろとやりとりをさせていただきましたがそれぞれの設備がどんな役割なのかというのを、今一度整理をして、
0:33:12	それぞれの設備の目的を考えた上での、それぞれの設備の名称をつけるということで整理をした結果を示させていただきます。
0:33:23	こちらにつきましては、一つは京王関連設備の整理は、00シリーズへの影響ということでいきますと案2の0002これの、
0:33:32	別紙1-2ですかね、別紙1の中でもその他設備に入っている他の設備ごとの業績方針なりの展開に影響しますと。
0:33:42	ということでございます。そういったものにも反映をして修正をさせていただくということがまず考えておることでございます。
0:33:51	あと
0:33:52	これと関連してというかそれに付随してという感じですけど。
0:33:56	中央監視室とか、第1制御室、第4制御室とかそれぞれ制御室のない名称とあとはその後、
0:34:06	概略をですね今案いうの、別紙4の中で展開をさせていただきます。これは誤操作の防止の観点で、それぞれの制御室でどういう誤操作の防止をするかという
0:34:18	前売りとして記載をさせていただきます。
0:34:21	制御室等という条文がないので、MOXの場合どこで展開するかということなんですが、申請の本0として考えてますのは、第2回以降の各設備の申請をするときにですね、これまた知久別紙1の、
0:34:34	基本設計方針でも、許可の申請書でも本文で書いてますが、それぞれの設備がどこの制御室で運転制御するのかという説明をそれぞれ個々にすることになります。
0:34:45	その中で、申請書上はその制御室内の坂伊達の説明をさせていただこうということで考えてございますと、ということでございます。
0:34:55	はい。あとは、修正したポイントとしては右下168ページ、ここが許可整合の整理でございます。

0:35:05	前回は予定させていただいた 168 ページのなお書き 2 ポツのなるべきで ございますが、ずっと我々として言いたかったことを文章にするとう なりますということで修正をさせていただいたこと。
0:35:17	また 169 ページにあります。
0:35:21	表現の意味合いというのをやはり明確にした方がいいだろうというこ とで、許可最後の一番右側にですね出てくるので、動議というのと具体的 に詳細に、
0:35:33	ということで展開されます。動議というのはどういうこと同義と言っ てるかということ、また具体的っていうのと、詳細件がまた文章的には言 葉的には似てますのでこれをどう使い分けてるかという考え方を、
0:35:46	169 ページに追加をさせていただきました。
0:35:50	あとは、許可制ご辞退の意味合いでいきますと 175 ページとかで書いて ます青字に、設工認の該当箇所が、
0:36:01	青字になってる箇所があります。これ
0:36:03	左側の許可との追認する、設工認の該当で引っ張ってくる場所が毎月適 切でなかったので適切な場所をピックアップさせていただきましたと。
0:36:13	というようなことで修正をしているということでございます。
0:36:17	はい。
0:36:19	と、08 についての説明は以上になります。
0:36:25	規制庁清水です。それであと共通 08 の資料について、
0:36:30	土岐関山から確認ございましたらお願いします。
0:36:36	と規制庁カミデです。とりあえず 34 ページからの表の中身で幾つか確 認しますけど、
0:36:47	まずですね
0:36:49	54 ページ。
0:36:56	一番上の地下水排水設備なんですけど、この間、
0:37:00	何かこの辺も丸付けをしますという話をされてたようなんですがどうな ったんですしたっけ。
0:37:19	はい。二本木イシハラでございます。前回お話をさせていただいて、
0:37:25	例えば 10 条のところにつきましては、今、施設共通の中で読める範囲 であればここにもあるという施設共通のところまで全部読ませるとい う形で、
0:37:36	整理、再確認をした結果のアウトプットとして今の現状の 54 ページの 表の形にさせていただいたということでございます。以上です。
0:37:47	規制庁、カミデです。今 6 条しか丸がついてない状態で私は見えてるん ですけど、

0:37:56	そちらは何かいくつか丸がついてますか六条以外の、
0:38:12	はい、日本でネシアでございます。今ですねすいません、六条とそうです すねおっしゃっていただいている通り、6条と27条と30条、
0:38:22	が丸がついてますんで建屋の中に入ってるんですので、松波も含めいろ んなものに関係するだろうという気がしますので、
0:38:31	ここはもう1回ちょっと整理が必要ですかね。はい。以上です。
0:38:36	藤。
0:38:37	規制庁カミデです。まず、
0:38:40	14に何もついてないっていうのがよくわからないし、
0:38:47	単純に忘れてたっていう話なのか、丸付けの考え方があってなくてって いう話なのかもよくわからないんですけど。
0:38:56	次、実態どうですか、チェックし、ちゃんとチェックして、考え方に沿 って、
0:39:02	確認した結果、変わりませんでしたっていうことなんですか。
0:39:14	はい、二本木西原でございます。まずは、10条については80ページに ある、いわゆる
0:39:24	第十条の施設共通基本設計方針、特に第1章の共通項目にかかる範囲が どうかということだと思ってまして。
0:39:36	この範囲で地下水排水設備に対する設備設計の説明としては展開できる だろうということで、この今書いてある。
0:39:47	三階のところの丸付けの中で包含されるということで現状は、そういう 確認もした上で、個別にこの十四条にマルつけることは必要ないという 判断に至ったということでございます。以上です。
0:40:04	はい。規制庁上出です。わかりました。ですね、地下水排水設備ちょっ とイレギュラーで、建物附属設備っていう整理だと、
0:40:14	そちらが築けてますので、耐震の設計を新城地下水排水設備の説明のと ころで、
0:40:22	安全機能を有する施設だったり、重大事故対象施設に関する、他の要求 にも対応するように設計しますっていうのは耐震側で、
0:40:34	宣言していて、その具体は、この設備リストの丸付けで見見れるように しますという話をこれまで聞いてきたところなので、
0:40:45	今の記載で、
0:40:48	そこが読めるようになってるということであれば、地下水設備はどんな 設計にするのか説明していただけますか。

0:41:00	はい、日本西原でございます。まず地下性排水設備については、いわゆる排水設備としての構成であったり、設計方針として今耐震側に説明をしています。第 20 条であったり、
0:41:16	の設計方針の中で展開をするということはおっしゃる通りでございます、それについては、他の設備と何ら変わりをすることもなく、
0:41:31	ここで言っている共通項目 80 ページにあるような環境条件に耐えられること、あとは、誤操作の防止をする維持管理をする、試験検査ができること。
0:41:44	あと他の内部発生飛散物も含めていろいろなものに対して、損傷しないことといったような、設計方針を展開をして説明をしていくというものだという整理をした上で、
0:41:57	今、施設共通で丸をつけているということでございました。以上です。
0:42:03	はい。
0:42:04	長小峰です。ちょっと資料の見方を教えてもらいたいんですけど、今、54 ページを見るだけではそれがわかんなくて、
0:42:13	そういうことを、地下水設備ってそういう話なんだなっていうのを理解しようと思うと何ページの記載を見ればいいですか。
0:42:24	はい、弓削西原でございますこれはですねすみません
0:42:30	第 1 回みたいなの、34 ページは 1 枚しかないんでわかりやすいんですけども、第 3 回までいきますと、
0:42:37	当市はなかなか見えないので施設共通の基本設計方針で展開するもの等、
0:42:47	表自体は第 3 回のおしりに丸がついているかどうかですし、あとは、
0:42:53	その考え方自体は、ちょっと待ってください。
0:43:19	あとその施設共通でやる部分をどうするかっていうのは、右下 29 ページに第 40 条でいくと、こういったものは施設共通で展開をしますよと。
0:43:31	それぞれのところに丸をつけたりするものはこういうものですよというのが書いているということでございますんで安全機能を有する施設の条文については共用以外については、
0:43:42	その常用系自体が施設全体に共通的に係る方針等で、基本話題になった上で施設共通基本設計内でカバーしますよということを書かせていただけるということでございます。以上です。
0:43:56	はい。規制庁カミデです。
0:44:00	あれですかね、66 ページまで進んでみると、
0:44:07	おそらくわかるだろうってことですねここで、

0:44:12	8条とかも丸がついている。
0:44:15	いて、
0:44:17	8条後、
0:44:20	11条とかもなんですね、あと、13、14、
0:44:26	15、
0:44:27	なんでこの辺は、地下水排水設備にもとりあえずかかってくるとちょっと注記に何書いてあるかわからないんですけど、かかってきますよってということで理解していいんですね。
0:44:41	はい。日本原燃石田でございますはいおっしゃっていただいている通りでございます。
0:44:46	はい、規制庁から技術わかりましてその実際この、
0:44:51	マルバツで何を言いたいかって言うと、それが29ページを見ればわかるってことですか。
0:44:59	何ページでしょうか。はい。そうですね29ページ、同じ上場とかが入ってページですけど全体としては、どこからと。
0:45:08	28ページぐらいからですかね。
0:45:10	27日、27から27の評議会というのは、各条文の各工数のところで、丸とか三角とかとか、どういう考え方でつけるのかということと、
0:45:25	その対象になるものですねこういったものが対象になりますよということと、あとは施設共通基本方針で展開するものってのがどんなものがあるかということで具体的な施設共創基本設計方針の内容としては、
0:45:38	後ろ側の先ほどあった80ページとかのところで各条文ごとに書いてあるということでございます。以上です。
0:45:53	あと、規制庁カミデです。今27ページ見て、
0:45:58	27ページの8条のところを見て、
0:46:04	要は、
0:46:05	地下水排水設備って、外部事象に対してどんな設計をしますっていうことになってるのかなっていうのをと思ってるんですけど。
0:46:15	27ページ見ればわかるようになってますか、それともほかのページもう1回見なきゃいけないですか。
0:46:27	はい、日本イシハラでございます。施設共通の部分例えば八条でいきますと頭で括ってますんで、その施設共通基本設計方針何が入ってるか先ほどの80ページ、近くのところでしか、
0:46:39	今のところ確認できないのでそちらを見ていただく必要があると思います安重やらなくて安重以外の施設であれば安全上重要な施設に含まれない、いわゆる外部施設、

0:46:51	外部衝撃からの防護する設備に該当しないものに対する、運用上の措置では、前回津波で加療小塚にあったような、
0:47:02	補修するとか代替措置にするとかといったもの、ものに入ってくるということで、具体は投与等の中身は先ほどあったページを見ていただくということになります。以上です。
0:47:15	はい。規制庁カミデです。だんだん、
0:47:18	わかってきました。地下水排水設備は申請時期及び申請開示するのは3-2に該当するので、
0:47:28	3-2に該当するとすると、8条はどうか。
0:47:34	になると、78ページのところまでいって、
0:47:41	78ページの
0:47:45	幾つだったかな。
0:47:48	38ページの3-2のところの欄を見ていくと、
0:47:54	大体マルがついてるからここに書いてあるようなことは、
0:48:00	全部やるっていうわけでもないんだけど一応やることになってるってことですかね。
0:48:05	はい。新居上田でございますはいそういうことになります。
0:48:11	はい。規制庁カミデです何だろう。
0:48:15	細かくっていうわけじゃないけど大きな右はかかっているんだなっていうことが、とりあえずわかりました。はい。
0:48:28	それぞれはあれですかね、あとはもうその開示の申請で説明を受けないと何とをもって感じですかね。
0:48:36	はい。入園者でございます。はい。そういう形になるかと思ってます。以上です。
0:48:44	はい。
0:48:45	長亀井です。わかりました。
0:48:48	あとちょっと違う話で同じ表なんですけど、ページで言うと、
0:48:55	70ページなんですけど、
0:49:04	これも細かい話ですけど、根井。
0:49:09	真ん中ホールにホールボディカウンターってあって水色の収集が耐震設計のところについてCクラスですよって。
0:49:18	なってるのそうだと、ねえ、6条のところにも丸がつかないと思ってるんですけどこれは水田ってことですかね。
0:49:30	はい。すいません日本稲石完璧なミスでございます。
0:49:34	これ前回、この場になって何でバーって言って消されてないって話をしましたけどんよ。それじゃようわからんというのも始まって結局、ホー

	ルポディカウンター自体は固定をするということで耐震クラスはCとしようということで、
0:49:48	社内で決めて、青い部分を直したんですけどそれ以外の展開を打ってました。以上です。
0:49:55	はい、規制庁カミデですわかりました。とりあえず私の方からこの添付3の表については以上です。
0:50:11	規制庁の池田です。
0:50:14	前回、お伝えした内容についてのちょっと対応率で確認させてもらいたいんですけど、
0:50:22	前回ですね、この表の申請対象設備リストの五条のところで、
0:50:30	注釈は前回13だったと思うんですけど、
0:50:34	その中で収納されている設備については建屋の設計で確認するというところで、一律に振られていたというもので、
0:50:44	設置してる建屋ごとによって違うものまであるわけだから、その辺わかるようにしてくださいっていうのを前回コメントしたと思っています。
0:50:53	で、今回、その対象、対応されているのが84ページの
0:51:00	注釈ノイジーだと思いますが、
0:51:04	ここで燃料かけ起こった。カミデ緊対だとか他の建屋も、追記はそれをしたんですけど、
0:51:11	今日建屋に収納されているものだったらこれでいいのかもしれないんですけど、例えば設置箇所が外部にあるようなものですか、あとは可搬の設備だとか、
0:51:22	そもそも交渉や26条で、バーに対象外になるであろうようなものっていうのがこの表じゃ読め解けないなど、まだ、まだ読めないと思っています。
0:51:32	この辺までわかるように対象、対象というか対応してもらうことは可能でしょうか。
0:51:43	はい。二本木西浦でございますはい。一つは、すいません。
0:51:48	直し方が中途半端でございます分析がございます。もともとですね、考えてこの左側の番号からずっと始まる条文と関係ない欄のところですね、
0:51:59	設置場所っていう項目を金戸の
0:52:03	リストに入ってる項目を入れて、場所が建屋どの建屋に入れるかとか不具合のいわゆる外部エリアみたいな建屋に入っていないようなところとか、

0:52:13	差別化できるような記載というのを各どこの建屋に入っているものがそれなのかというのがわかるようにしようと思ったんですけど完全にその枠を入れ忘れてましたすいません。
0:52:24	元の仕様には入ってますんで表示させるかさせ方をちょっと失敗した感じがありますので、その対応をさせていただきたいと思います。以上です。
0:52:35	はい。規制庁の竹田です。おりますそれでは設置場所の欄が見えるようにして、そこの設置場所を確認することで、
0:52:45	その建屋の中にあるものとして整理されるものか、外部とかにあるものについては、そもそも対象外になると、そういう判断ができるということですね。
0:52:56	はい、二本木西浦でございますはいおっしゃっていただけてる通りでございますはい。ちょっとこちらの不手際でしょう。申し訳ございません。
0:53:04	規制庁の竹田です。わかりました。私から確認は以上になります。
0:53:13	規制庁大蔵です。75 ページの、
0:53:18	今回、先ほど9番に直されたっていう、緊急事態、
0:53:22	設備、
0:53:24	三井
0:53:25	益田です。
0:53:26	今も見直され
0:53:27	郵送、
0:53:28	意図を教えてください。
0:53:32	すいません。乳井上西アドバイザー。大川さん途中でちょっとお声が遠くでですね、もう一度嵯峨さんおっしゃっていただいても、
0:53:40	はい。それで迎えますでしょうか。はい。申し訳ありません。
0:53:47	12の緊急時対策建屋の遮へい設備、これがまず区分見直し
0:53:53	でしたが、
0:53:54	その意図を教えてください。
0:53:58	はい。日本原燃石田でございます。はい。こちらにつきましては、まず今回の燃料加工建屋での仕様表なりの組み合わせ、建屋としての区分で、仕様表、遮へい設備を入れていると。
0:54:13	いこの関係も含めてあのね、緊対所、緊急時対策建屋に対する仕様表との関係でどういう区分になるのかというのを整理をさせていただいた今の、

0:54:24	いわゆる燃料加工建屋の中に、建屋下げみたいが入っていると同じように、区分を整理させていただいたということでございます。以上です。はい。社長からわかりましたので、これ、最初2、
0:54:36	嚢胞がメインだと思うんですが最初に直すという整理になっていて、
0:54:41	でも草間に展開したってそういうことですね。
0:54:45	日本原燃清水はい。ご認識の通り再処理側も同じ整理しております。はい。清調査役わかりました。ちょっと内容の事実。
0:55:03	だから、そこついてないってということなんでしょうか。まず、
0:55:08	はい。日本原燃志田でございますはいおっしゃっていただいている通りでございます。かつ、中に線源あたりは、外からの影響を考慮して、採用すると、ということが目的でもあるので、そういった意味で丸付けが、
0:55:22	22条にないということございました。以上です。はい、規制庁からして考え実用炉な。
0:55:29	狩野。
0:55:30	被ばく評価なんかでも同じ。
0:55:35	整理になってるんでしょうか。そこが一番気になったところだったんですが、
0:55:49	日本原燃白井でございます。はい。
0:55:52	これどうしても一応市の方も見ながら、同じような整理かなと思ってましたが、以上です。
0:56:00	これ日本原燃谷口です。同じ整理で、今回説明させてもらったと思っております。
0:56:07	はい、規制庁からすごい生体遮へい条文じゃなくてですね条文の何、
0:56:13	それのところでは、
0:56:14	評価も、
0:56:16	Aとしていること、対象、
0:56:19	南條、
0:56:39	はい、二本木石田でございます。要求としては、38条かなと思ってます。
0:56:48	38条自体にはですね、刑事対策所が設けない。要は金重大事故等が発生した場合において当該重大事故等に対処するための適切な措置が、
0:57:01	こういうられるよう、緊急時対策所が設けなきゃ。
0:57:06	受けられるっていなければならない、であってその中に今要員がとどまれるよう適切な措置ということで遮へい設備等の話が出てくるという整理だと思ってました。以上です。

0:57:17	はい、規制庁から合併ありました発電炉と同じ、S Aの緊対のところで、そういう要因に対する、
0:57:27	措置ということで、遮へい設備もそこで見てるっていうことを、
0:57:32	で、まず理解しました。
0:57:37	はい、乳井西田でございますはい。そういう整理でございます。以上です。
0:57:46	はい、新谷です。ちょっと実用の思いが上ではあるんですけど、あれ、緊対所の居住性評価が何番とこでしょうけど設計説明書でしたっけ。
0:58:00	やっぱり日本原電タニグチですその記憶です緊対所を、
0:58:05	使用表は要目表ですね、あれがもう文章で別途書かれることになっていて、そこに話し合いがあって、7日間止まれるようになってますっていう。
0:58:15	そういうので入ったように記憶してます。コサクですけど、別表を見ると生体遮へい装置のところ2、中層も緊対もあって、
0:58:28	その対応として遮へい、
0:58:31	の説明書がつけられるように、下欄で書かれてい。
0:58:37	るんですけど、実態上はそっちで書いてあってよと、飛ばしてるのかもしれないんですけど、
0:58:43	位置付けとしては遮へいっていうのも入るんじゃないのかなと思ってたんですけど、今条文も見ましたけど、
0:58:51	外れるようには見えなくてですね、第1項の方は、一般公衆なので、ないというのわかるんですけど第2項側、構内の
0:59:04	作業員なり何なりという、
0:59:06	平たく書いてあるだけで限定されるような要求事項にはなってないんですが、どういう整理ですかね。
0:59:22	はい。二本木西浦でございます。
0:59:26	まず我々としての整理の考え方を述べさせていただきます。22条技術基準でも、DBの世界での要求だと。
0:59:36	いうので思っていました。すみませんありがとうございます。すみません。規制庁コサクです。加工の場合はDBの条文にないっていうそれはそれでよくて、
0:59:46	その話をしてるんじゃなくて、金他いい所、条文要求と遮へいの条文要求ってのありますよねと。
0:59:54	その関係はどうなってますかっていう一般論です。

0:59:58	で、加工はだからDBの話じゃなくてSAの方で、そういうようなことを言えばよくて、そのとき、それとの対応関係で実用炉はと言った時は実用炉はDBの方も緊対所があり、遮へいがあると。
1:00:11	ということなので、その辺り含めて説明いただきたいということです。
1:00:33	入院で少々お待ちください。
1:01:28	すいません日本原燃谷口です。調査中の状況で申し訳ないですけど、まずはですね今
1:01:35	発電炉の
1:01:39	設工認の目次。
1:01:40	を申請した目次を見ているんですが、放射線管理設備の中の、
1:01:46	生体遮へい装置の中に、
1:01:49	中操と緊対の遮へい、
1:01:51	がそれぞれ書いてあるというのが今わかりました。
1:01:57	ちょっとこれがですね、この後、そのこの遮へいをどう、
1:02:02	条文でぶら下げてるかっていうのをちょっと見ますんでちょっとだけまたお時間ください。
1:02:08	はいコサクですよろしくお願ひします。ちょっとこちらでも話をしたんですけど、先ほど私が言ったところを絶対条件見るとですね、一声条文の方2遮へいという、
1:02:20	この単独での要求事項はないので、そこは斜辺機能も緊対所の中にあるんだろうということで、それはそれでいいんですけど、
1:02:34	どちらかというと最初に緊対所という意味でいうと、DD遮へいと緊対所とあるので、そこでの整理を実用量を踏まえながら整理をした上で、
1:02:47	その対応関係を、SAではこういうふうにオーバーしています。
1:02:52	加古でも同じようにこういうふうにしますというところで、流れていって整理をしていただくといいかないというふうに思ってます。
1:03:03	はい。乳井西原でございますはい。承知いたしました。まず発言の側での整理を確認した上で、それを踏まえて、再処理側の緊対としての整理をさせていただきますと。
1:03:15	当然ながら、加工MOX側、最初の議題を共有しますので、考え方は同じ考え方で整理をさせていただきますということで、やらせていただければと思います。以上です。
1:03:45	新谷です。調べていただけるということでちょっと次の話を少し確認したいんですけど。

1:03:51	ちょっとこの表のタイミングで言うカーっていうところはあるんですけど基本管理設備の話でちょっとこの表絡みで一応確認しておきたいという意味で、64 ページなんですけど、
1:04:03	今 900、902 ぐらいから多分 901 か 901 ぐらいだけお金設備がいて、先ほど桂主幹からその他までちゅう話をされてで、
1:04:16	一番最後 906907 のところなんですけどさっき、今後がずっとこのやつで歯科医療の話と遮断米を合わせたような形で説明だったけど、設備区分として分けて書くっていうことにしてきます。
1:04:34	はい、乳井西田でございます。設備としては、今は別でエントリーをさせていただこうと思ってました。いわゆる計装とかのインターロックあるものと、その差導入インターロックによって作動する弁と、
1:04:48	主要弁ということで、分けさせていただきましたおっしゃっていただいた通り回路とつなぎの弁ですので、設備として一緒にすることもできましたが、今は、
1:04:58	をかけ合わせて別で立ててますということでございます。以上です。すいませんコサクですちょっと言葉の整理なんですけど、
1:05:06	今のこの表の書き方だと設備区分は一緒に、機器が別ですよ。
1:05:15	はい。認証でございますはいそうでございます。
1:05:19	はい、規制直速ですんで、それを設工認上納表現っていうか、掲載で見ると、仕様表の各枠として設備区分で並べていって、
1:05:31	ここで言うですいません。
1:05:34	刑法関連設備という枠、
1:05:39	項目が立てられ、その中の構成機器として、回路、回路弁というふうになるってことですかね。
1:05:57	はい。日本原燃石原でございます。はい。おっしゃっていただいているイメージで考えてました。以上です。
1:06:05	成長大変です。その上でちょっと前回のヒアリングでも確認して、やっぱりおさらいも兼ねてなんですけど、今臨界検知がそのインターいて負圧温度なんかの改定で改良改良があって最後、今回のやつが書いておいて遮断弁という形になってると思うんですけど、
1:06:21	さっきのあのケースだからサトウたんっていう意味で言うと、最後のやつは、
1:06:27	松田サトウさんは別途に抱えていてその前の回路やIIのところまで多分決算まで読んで、あの場の話を読んでってことだと思うんですけど、その前のやつらんとところっていうのはサトウ部分がないから修正してって、

1:06:41	はい、日本イシハラでございますこれも前回、ご確認をされて指摘があってやりとりをさせていただきました。ガスもう1回については、
1:06:51	英語なり何なりを出すだけです。はい。北海道のもう電源落としに行くという動作になりますけども、電源は電源として、技術基準の適合という意味での整理撤回許可制をとっての定義で、
1:07:05	輪設備としての区分に入れてますので、そちらに飛ばすイメージだと思いますサポーターみたいな便があるわけではないということでございます。以上です。
1:07:14	規制庁谷です。そいインターロックっていうのは、いや今中元平良でも多分全部インターロックって書かれてると思うんですけどこれインターロックって何を指すんでしょう。インターロックって今動作のイメージがどうしてもあってという趣旨なんですけど。
1:07:33	はい、弓削西田でございます。はい。正直私も最初がなかったので、あまりピンとくるイメージではないのは事実です。現状MOXの場合はこの防止回路といった回路自体は、
1:07:50	加熱を検知して電源を落としに行くというところの、いわゆる迂回路系だけが存在しているという形になってます。計装設備と言ってもいいぐらいインターロックってこれをよるかと言われると、
1:08:04	最初に長くやってた人間からするとインターロックとこれはやろうと思ってるところではありました。以上です。
1:08:10	規制庁同じです。
1:08:11	広い意味で言って、そいつを止めるっていう認めるっていうのは電源止めるのか何かよくわかんないけど、動作する部分はないけど、その行為を止めるという意味。
1:08:24	すいません。補足ですけど、電源を止めるって意味では普通だったら遮断器が動作感になるんじゃないですか。
1:08:37	はい、乳井西平でございます。はい。行くところさ、動作丹はおっしゃっていただいたように、その機器への電源供給してるところ先が、
1:08:47	動作して電源が落ちるというイメージかと思いますはい。
1:08:53	補足です。その遮断機、或いはその遮断機が入ってる盤というのか、それはここに入るっていうことなのか、外だっというのがどっちですか。
1:09:11	はい。はい。乳井西田でございます。はい。
1:09:16	一連の方向の中で説明をさせていただくということが先ほど別紙で説明をさせていただきました。そこからいくといわゆる温度高による警報内容を発するという行為等を、

1:09:28	この加熱、例えば感じでいくと、加熱を検知して、電源落としに行くという一連の晩まで含めた動作の話を、この
1:09:39	消化焼結後、内部温度高入力加熱防止回路ということの説明の中に全部含めて説明をさせていただくということかと思っております。以上です。
1:09:55	長谷です。なんで、今の防止会計のやつに関しては決算が一定と例の政府が行って計測のところで遮断機も含めて実質的には部局別のところに佐藤さんがいるわけではないけど、原子丹波サトウ田丸において、
1:10:11	すでにこの文言で読める形になっていて、別途作動たいる者、何とか異常さ遮断面から遮断弁に関しては別途、いわゆる遮断弁とかいうのは、別に曾田高安だけはどうだった別途各整理にしていると思いました。
1:10:27	はい、二本木西田でございますはい。その通りでございます。
1:10:32	はい。規制庁谷井です。ちょっとすみませんこの資料の中でずっとやっていくのがいいかわからんけど警報設備という意味でいうと、さっきの147ページの資料の中にもあったと思うんですけど、こいつらが要は
1:10:45	個別の業務とか個別の火災とかそういうのにぶら下がるタイプの警報になっていて、他のやつ、火災とか感知消火いたりすると思うんですけど、
1:10:55	ああいうやつに関しては、要は、検知部分と、制御盤部分と、あと、佐藤檀とか益子の賠償金とかやってしまうと思うんですけどこいつらは、
1:11:06	一応サトウ団が別途いるからそれぞれ個別設備をとりあえず別々に書いている。
1:11:12	はい、乳井西田でございますはい。おっしゃっていただいた通りでございます。はい。ちょっとあれです。その上で、衛藤。
1:11:20	坂の話という意味で言うと、火災の場合とかで言うと、感知部分に版が入る。
1:11:27	あっちから直で車ドクターに行くのか。
1:11:31	はい、日本イシハラでございますはい。現状考えてましたのはグローブボックス温度監視装置というものが安重のグローブボックスの温度、火災の感知についてますけども、
1:11:41	この感知の設備を出すときに、菅検知するための火災感知器から、それを温度高を感知して火災だという判定をするまで1年、かつその挽回は当然ながら、
1:11:57	消火設備側に、火災であるという信号を飛ばしますんで、そういった流れを全部一連の流れとして説明をさせていただくものだと思ってました。以上です。

1:12:07	規制庁佐治です。なんで請願とかの 99 があるかどうかは置いとくとして少なくとも佐渡衛藤藤可知さん部分のところに関連して請求分も合わせてそこに入っているっていうのは他の部分も同じ整理ですかね。
1:12:22	はい。日本原燃志田でございますはい。同じ考え方で整理をしています。以上です。
1:12:28	はい。それちょっとちなみにそれかいいが井上と放射線系でしたっけそこら辺は一緒ですかね。
1:12:36	はい。日本原燃志田でございますはい一連のもの同じでございます考え方は以上です。
1:12:42	はい。規制庁丹治です。ちなみになんですけど、ちょっとその説明のイメージが行われてないんで確認なんですけど 141 ページ 1 回ちょっとんで行かしていただきたいんですけど、さっきの話で言えばガンマ線エリアモニター系の話も似たような形になっていて、温度監視装置の消化の話も同じような形になっていてで、
1:12:59	あなた方整合流量受けてるんですっけ。
1:13:04	質点何でしたっけ。
1:13:09	はい。二本木理事者でございます件数、
1:13:14	設備としてエントリーするもので公水法自体の
1:13:20	これ何だっけ。
1:13:23	うん。そうか推薬、放水砲の取り扱う量を計測しているもので単純に計器ですね、としては、
1:13:33	はい。いや。規制庁谷井です。なぜ、何か他の何か、若干 1 回経過同じかどうかってのがよくわからなくて一応聞いたってところがあるんですけど、他って消せたん。営業部その他みたいな形でいたんですけど、こいつは、いわゆる意識検層に関してはそう並べてるやつで、
1:13:50	園部前端部までのやつはマッチ分、請求分みたいなところがあるやつはいたけどこいつは単なる検知、
1:13:57	建築家が請求請求とかパッシブっていうふうに思えばいいですかね。
1:14:02	はい、日本イシハラでございますはいちょっと我々の機種の設定がうまくないのかもしれませんが単純に機種として計装交換設備としてエントリーしてるような設備リスト状のものを、
1:14:12	純粋にピックアップしたという結果で出てきたものです。ただこれ岡元は景気という意味でいく等ぶりが違うのは確かでございます以上です。
1:14:23	はい。規制庁刀禰です。なんで 141 ページのかわかいいところに書かれているように計装管程度をちょっと広目にまずは拾いに行った時にこいつも拾えましたよという形になっていて、

1:14:33	他に関しては液位とか菅先生いやそこも含めてですけど本当か検知分の請求分、サトウ単位安いねと思うんですけど、遮断部とかもいるやつだけど、
1:14:45	はい。こういった単にケイソクとしていくってことで一応理解しました。
1:14:50	ツガネ 1 回 141 万飛んでしまったけど最初の表としては自分は以上です。
1:14:58	規制庁コサクです 141 ページの話になったので、あわせてちょっと聞いちゃいますけど、
1:15:06	今のあれですね。いろいろ考えて、最終的にワーインターロックなり回路系のあって、場もあってというようなところの、
1:15:17	警報関連設備というものを抜き出したというところでそれ以外は、ここに収めて、
1:15:27	一連のセ機能を達成する設備の一部として扱っていくと。
1:15:36	ということでまとめたというので先ほどの公水法の関係の流量計だったら、そちらの設備の内数ですよ、としているという理解でいいですよな。
1:15:48	はい。乳井技術者でございますはい。おっしゃっていただいた通りでございます。
1:15:52	はい。補足です。わかりました。で、142 ページにいくと、その他、主要な設備としてという考えの整理があって、
1:16:03	これも前回ヒアリングでの話を踏まえて整理されたと。
1:16:10	ということだと思ってるんですけど。
1:16:13	その次のページの 143 行くと、
1:16:18	窒素循環用設備とあって、これが何でこの名前なのかがよくわかんないんですけど、説明いただけます。
1:16:30	はい、弓削西田でございます。
1:16:33	はい。ここが一番悩みまして、(2) 番のところですけども、窒素循環用設備と今区分しているものは最初の行に書いてある通り、J I S 循環用冷却水設備と、
1:16:47	窒素ガス設備でございます。
1:16:50	J I S 部会汚染冷却水設備につきましては、中間窒素循環設備の中に入っている、冷却設備に冷却水を供給する附属設備みたいなものでございます。
1:17:02	もう一方の窒素ガス設備自体は、窒素循環設備に対して、追加でこれグループで循環をしながらグローブボックスに、

1:17:12	書き出して関係逃げていくものもありますので、追加供給をするための窒素ガスを供給すると言ったりあと設備の洗浄用のガスであったりというものを供給します。
1:17:22	最初にですね、窒素供給設備にしようかなと。
1:17:27	考えながらは窒素循環設備の補助的設備という位置付けということを自分で書いたのもあって、であれば、窒素循環設備でも、
1:17:40	いいかなと思って、こうしてしまった次第でございます。以上です。
1:17:44	規制庁小迫ですけど。
1:17:48	前回のヒアリングでお話したのは機能との関係で整理をしましょうということだったと思います。その際に、
1:17:58	本本丸としての循環設備ワー換気設備、
1:18:05	主というかですね、基本換気だと、それを窒素雰囲気でするとということで、循環させるんだということだから、廃棄施設、
1:18:16	中での
1:18:20	換気設備の内数として整理しますと、
1:18:23	ということだったと思います。そうすると、循環設備に直接ぶらさは直接という場所です。本当に必要なものってというのは、本来そちらに入るべきなんですよね。
1:18:36	だけれども、直接じゃありませんというので、
1:18:41	昨日切り離せるのでということでその枠としてここの話があったと思って、
1:18:47	10層準海洋冷却水設備というのがなくても、循環ができるということであれば別ですけど、
1:18:54	冷却しないと機能は維持できませんっていうんだったら、換気設備側に入れたっていいじゃないかというところがあるん。
1:19:03	ですけど、
1:19:05	なんでこれ分けてるんです。
1:19:22	はい。日本原燃石田でございます。はい。基礎浄化設備に冷凍機とか、委員、
1:19:31	ローカルクーラーみたいのがあってそれを、日に対して冷却水を供給するための設備がこの窒素循環用冷却水設備になります。窒素上階を設備自体が
1:19:44	何て言いましょう安重ではないということと、冷却水を供給しなくても温度は多少上がるかもしれませんが、すぐに機能が駄目になるというわけではないと、いうことも含めて、

1:19:56	位置付け的にはワンランク落とすかな落ちるかなと思ってこの別区分にしたというのが現状の考えでございました。以上です。
1:20:06	はい、規制庁不足です。
1:20:09	そういうそれは
1:20:15	設備の申請会とかでちゃんと説明いただければと思いますけど。
1:20:19	そうだとすると、循環用仲介用なので、表してると思われるかもしれないんですけど。
1:20:30	精通しない状態でパッと見ただけだと、これは循環させる設備のようにしか見えないんです。
1:20:38	なので、このようというのをもうちょっと膨らましてユーティリティだと、何て言うんすかね。補助というのか。
1:20:47	支援っていうのが何かわかりませんが、そういう要望を追記するのかなというふうに思い
1:20:55	ます。
1:21:00	今の説明文の中では、つまみ食いしていいワードが入ってはいないので、
1:21:10	難しいなとは思いますが、
1:21:14	関連設備というのが、
1:21:19	もう1工夫、して対応いただければと思います。
1:21:24	ちなみに、ぶら下がる窒素ガス設備も、こちらの方こそ窒素ガス供給設備通しておいた方が、何か大きいところよりも小さい方が大きいな。
1:21:37	要望になってるっていうのも、ちょっとどうかなというふうには思いますので、それも含め、整理をしておいてください。
1:21:46	はい、ユニシアでございますはい。承知いたしました学校2番でてる設備区分の名称であったりあとはそれぞれの設備の名称。
1:21:55	工夫をさせていただきたいと思います以上です。
1:22:04	規制庁加地ですね、警報の絡みもと言わせていただいていたんですけど87ページ目なんですけど、
1:22:11	第18条で警報設備等があって、で、
1:22:16	バブラぶら下がってそこを説明する受給者について横尾に書かれてるところで、ちょっと考え方を確認しておきたいんですけど。
1:22:24	一番上は基本設備等の説明書がありますよっていうところでよくて、そっちやって公表Gで健全性説明書かかるけれど、これ誤操作防止とかですかね、何の観点で、どれに飛ばしてるかっていうのをできればこの四つのこと言っていたらと。

1:22:40	だからそれぞれ何を説明しようとしてるのかわかってやりやすいんですけど。
1:22:57	日本イシハラでございます一つは、すみません、直しきれなかったような気がしてます。前回制御盤の話を変えたときにああいうと、
1:23:08	警報でそれぞれ分けてということで、周りの話をどちらで書くかで限定性でということだったのでそう書いてたと思います。実際は
1:23:18	今回警報関連の設備系を設備として、エプリアしたものを先ほど申し上げた通り、
1:23:25	ウエスタンからその結果を表示する場、あと動作させるものまで、一連のものを慶應設備等の説明書の中で説明をさせていただくと。
1:23:36	ということで考えてますのでちょっとここは記載を再度修正をさせていただきたいと思います。以上です。
1:23:43	規制庁鳥井です。その他お金になると思いつつ、唯一可能性あるかなと思いついて聞いてみた次第でしたって、ちなみになんですけど、最後の交通カーはどうなるかなんですけど今上記の警報インターロックに係る詳細設計は当該設備を展開するというのが書かれていて、
1:23:59	ここの詳細設計っていうやつは、
1:24:03	これは放射線モニターの方の話ですかね。なんか最後の閉じ込めってやつがちょっといまいちどこを指してるかわかんなかったんですけど。
1:24:16	はい。入院者でございます。放射線管理は 1000 陳情というモニターの関係ですね。
1:24:24	あと閉じ込めは漏えい検知の話が、そこで展開するという話になってます以上です。
1:24:31	規制庁谷井です。すみません。最低 141 ページで、下 (1) で 3 ページとかの永久受け皿駅と書かれてるやつが、閉じ込めって意味ですかね。
1:24:43	はい。乳井西田でございますはおっしゃっていただけてる通りでございます。瀬谷です。なぜ、堤防関連設備として、外に出したやつについて、堤防がついてるやつについて、それぞれの関連性のところで説明しますよってということですかね。
1:24:58	はい、乳井西浦でございます。はい。ちょっともう少し記載を具体的にさせていただきたいと思っております警報設備等と言ってるものにはもともとの条文要求で警報設備等と言ってるのを書かなきゃいけない方ってのはその警報設備等の
1:25:14	日右の枠に書いてある火災が発生した時の警報であったり、放出する放射性物質の濃度が位置付け上昇した時、あと、放射性物質が漏えいする恐れが生じたときに、

1:25:27	警報を発するというものが条文要求として出てくるものになりますのでそれを、まずは淡々と書いてというのが現状だと思ってます。これでそれぞれの上部に関連するという、
1:25:41	書くかどうかさっきの警報関連設備等の関係っていうのを、ここでちょっと明確にさせていただくのかなと思ってました。以上です。
1:25:48	はい。規制庁谷井です今言っていたように、141 ページの方で整理した結果をどの説明書にどうするかってところの整理と関連して多分整理最後整理される場所だと思ってるので一応、医師がどんな外れてないかなというの一応確認できたので綺麗に整理だけしていただければと思います。自分からは以上です。
1:26:06	ちょっと今で言葉だけ確認させていただいて、規制庁高橋です今のところに関してちょっと言葉の確認だけ、をしたいんですけども、100、先ほど 87 ページのところでは、
1:26:18	ごめんなさい。
1:26:20	一番最後のポツで詳細設計についてはそれぞれ説明書に展開するというような記載になったかと思うんですけども、142 ページの方ですと、
1:26:32	2 ポツのちょうどつすぐ上のパラグラフのところでは、基本設計方針については、何か
1:26:39	何だっけな。
1:26:41	各設備の設計方針として示しで、詳細設計は警報設備の説明書にっていうような記載があるんですがは、
1:26:48	ちょっとこの関係というかこのってどういう整理になってるのかってちょっと、
1:26:52	補足いただけますでしょうか。宮城西原でございます。まず先ほど立石さんともやりとりさせていただいた通り 140 ページ以降で、その他の設備としてまとめた警報関連設備というものと、
1:27:05	それとは別にいわゆる十八条の警報設備等としての技術基準規則の要求に適合するための設備というのがあると思ってます。
1:27:15	ここに今書いてます、87 ページに書いてますのは、18 条の警報設備等に該当する警報 9 設備としてエントリーするものですね。
1:27:27	それに対する添付書類での説明の中身を書いていますので、これに、先ほど田尻さんにお答えしたのはこのまず警報設備等の条文要求として説明することに加えて、
1:27:39	141 ページ以降で整理をした、正しく 142 ページに書いてある警報関連設備として区分した設備の設計方針を、この中で展開をするんだという

	ことが読めるように、切り分けて整理をさせていただければと思ってました。
1:27:53	それでこの18条の契約書に書きますので、それがわかるようにさせていただきたいと思ってます。以上です。規制庁タカハシわかりません修正の方で確認いたしますありがとうございます。
1:28:04	以上です。
1:28:13	一応示せない。そんな話な関連して規制庁側から確認ございますでしょうか。
1:28:21	規制庁紙
1:28:24	6日で、
1:28:29	66ページなんですけど、
1:28:34	先ほどちょっと説明地下水排水設備で話聞きましたけど施設共通の欄があって、そこに丸付けしてますってことなんですけど、
1:28:44	今回15条のところにも丸がついていて、これって何でマルつけたのか説明してもらっていいですか。
1:28:59	宮城西浦でございますすみません67ですか66、66です。
1:29:07	66-15条のところの施設共通方針のマルです。
1:29:36	はい、二本木西浦でございます。ですねこれ作った後に私もふと思った記憶を今思い出しました。80ページ見ていただくと、第15条材料微構造脳施設共通基本設計方針のところに、
1:29:54	安全機能を有する施設の容器等の設計及び住居規格と書いてあります。
1:30:00	これ材料構造を担当してる者が議論をして、共通的なものをここで読めるようにと言って書いてくれたようなんですが、
1:30:12	これをやってしまう等、17条の安全機能を有する施設全般にかかっている共通方針と何が違うんだと、いうのがもうさっぱりわからなくなってしまうので、ここでちょっと施設共通基本設計方針を、
1:30:25	あまり乱用するのも辛いなと思っていたところでした。事務局もまさしく一般的な方法冷房機も含めて、全般の設計方針の話をしてるんですけど、
1:30:37	ちょっとすみませんやり過ぎた感は今思ってます以上です。
1:30:44	はい。規制庁カミデです。
1:30:48	何だろうね。
1:30:50	ものが明確になってればっていう感じはしますけどね。
1:30:58	これって技術基準上書かなきゃいけない話なんでしたっけ。
1:31:07	はい、日本イシハラでございます。

1:31:11	かからなくてもいけると思ってるのが私の意見です。広く読めるようにというのがもとの条文担当側の意見でしたが、
1:31:21	そこまでやらなくても同意を持っていますのでちょっともう中でちょっとだけ議論して決めたいと思います以上です。
1:31:31	はい。規制庁上出です。材料構造なので、
1:31:39	そうですね、条文上は、
1:31:43	そうか、2項が、
1:31:46	あって、
1:31:48	でもそんなことないですよねやっぱりかかって、基本的には安全機能を有する施設に属する容器及び管のうち、重要なものっていう花Cで、
1:31:58	なので、そちらの今の、
1:32:02	説明はそちらの、
1:32:07	中の方針ということですから、
1:32:12	15にわざわざ書かなくてもっていうところ私もわかります。はい。
1:32:18	はい。日本原燃志田でございますすみませんその中でうまくコミュニケーションとそうじゃなくて決めて、したいと思います。以上です。
1:32:27	はい。規制庁上出です。
1:32:29	それで、
1:32:31	何回かこういう話を繰り返していて今日特に私が聞いたところは
1:32:39	聞いたからって、やっぱり丸尾%にしますみたいななんか、簡単に頃って変わるようなことはなくなってきたかなあとと思っているんですけど、だんだん、
1:32:50	考え方に詰まってきたのかなと思いつつそれでもまだ、ミスがあったりっていうことなんですけど、しっかり方
1:33:00	理想ですかとかって、いつぐらいにできそうですかとか、
1:33:05	何が足りなくてこういう状況が続くのかっていうところなんですけど、事業者の、もうそろそろ大丈夫そうだとかその辺の見通しとかってあります。
1:33:15	はい。
1:33:16	日本原燃石田でございますはい
1:33:19	榛南とかすみませんいろいろさしていただいて、古山じゃないですパーですとかってやってたのが実態だと思っています。
1:33:28	頭の整理も聞いてきましたし、こういうふうな整理だということも私が回答できる状態にあるというのは、私、そういう整理が進んできた結果だと思っています。

1:33:41	今一度、最終チェックをして、もともと我々が考えてる考え方っていうのをまずちゃんと合ってる状態を見て、その考え通りになっているという確認ができれば、
1:33:54	の仕上げになれるかなと思ってるところでした。以上です。
1:33:59	はい。規制庁上出です。大体わかりました。石川さんみずから私が説明できるって他どれだけいるのかなっていう気もしますか。
1:34:10	はい。だんだん煮詰まってきたっていうことですかね。はい。ということなのでしっかり中で議論をして、考えを固めてということでもよろしくお願いします。
1:34:28	一応シミズと他、規制庁側から共通 08 の資料によって確認事項ございませうでしょうか。
1:34:35	入れちゃったらいいです。今の表の次って言いながらまだあってですね 87 ページを開いて欲しいんですから、
1:34:48	これ 87.5 円 85 だ。
1:34:50	ここで丸と黒マルの花 C があると思うんですけど、
1:34:55	図面のところで今回クロマルっちゅうのを用意されたところなんですけど、
1:35:00	率直に言うとしたらこんなややこしいことしなくてもいいんじゃないかなっていうところプラス若干整理がよくわからないところがあって、今の図面のところ見ると、白丸だけだよねクロマルだけのやつ、白丸車のやつ。
1:35:14	ていうのが多分そんなの混在してる形になっていて、白丸はその済みましたよっていう形で、黒丸は、その図面を見てないけど添付でそれと似た者、別の添付書類 2 その図面と同じようにつけてます。
1:35:28	両方のやつは、そういうやつも両方のパターンがいますってことだと思うんですけど。
1:35:34	クロマルだけっていう概念は、そんなにおかしいんじゃないかなと思っていて、
1:35:38	要は、どっか別の資料に持ってこうがなんだろうがその図面を見たっちゃうことじゃないかなと思ってんですけど、そこってどういう認識でしたっけ。
1:35:53	はい。二本木西原でございます。共通的な添付図面として、
1:36:00	コスト等がこれ書いてあるコーナー配置図メンズとか系統図とか配置図とかになりますと、
1:36:07	D そのものが、

1:36:11	言ってみれば、適合性説明する中でこういう図面を見て、その適合性の説明の展開に役立てることができる、もしくは説明に、
1:36:23	必要な情報が入っているというものが、資料があるんだと思ってます。車については、その直接的にその添付図面を見てみたとしても、適合性を説明できるというものではなくて、
1:36:37	その適合性の説明特化した情報を付加したものであったり、その情報を入れた、系統図の動きというのが概要図というのか、そういったものをつけて説明をするんだというものかなと思って仕分けをしたところでした。以上です。
1:36:54	規制庁田井です。イメージなんですけど、
1:36:57	ちょっと何かお話構造図、図と平面図が断面図かお話が平面図が断面図かね。
1:37:04	されていて、例えば外部事象でいうんだったら、評価の部位のところとかって色分けしたものとか、ちょっと、もう楠田と合わないかもしれんけど立花の笹井社員の方だと、防護対策を講じていて防護対策はこの部分ですよとかって、
1:37:19	色塗りしたり、何か注釈つけたりしてそれはもう早別物図だっていう整理ってことですかね。
1:37:28	日本イシハラでございます。別ムードというかその、その図面を直接呼び込んでいるわけじゃなくて自分の添付書類で説明をしている。それがもう系統図と一緒にだったり配置図と一緒になんだけど配置図と呼ぶでしょうと。
1:37:43	言われた時にはそうなんだと思いますけど説明書の中にあえてその説明用のための図をつけてるということを明確にしたかっただけです。
1:37:52	規制庁小阪です。我々カラー話をしたこととイシハラさんの理解作業がずれてるような気がしてまして、
1:38:04	表図面のところでマーキングして欲しいのは、説明書の中での図面ではなくて、あくまで図面として添付をする。
1:38:15	平面図であったり構造図であったりということです。
1:38:19	それがあまりマーキングされていなくて、いや、別につけるつもりは、付けるてるかもしれませんが、そこで説明するつもりはありません。
1:38:32	個別の説明書で書いてありますから、
1:38:34	いう説明だったので、いや説明書は説明書であるけど、図面はじゃあ何のためにつけてるんだと。
1:38:43	ちゃんと図面をつけるということで申請書の体系作るなら室へ図面として示すと言ってることは確実に入れてくださいと。

1:38:53	それがわかるようにしてくださいというお話をして進んでいって、積んだと思ってて、
1:38:59	なので従来説明書で書いてますと言った、今黒丸で書いてあるところ、
1:39:05	について、
1:39:08	添付の
1:39:11	図面としての添付が必要なものがどれだけあったのか。
1:39:16	ちゃんと入れてるのかっていうところを見て欲しかったんです。
1:39:22	そこが白丸クロマルってなってるのはまさに、そういうことで、ちゃんと図面でも出てますし、説明でも詳細を、
1:39:32	書いてますと、
1:39:33	ということだと思うんですけど。
1:39:35	クロマルだけってところが引き続きあやしいということだと思うんですけど。
1:39:41	そこは今の話を踏まえてどう思われます。
1:39:47	はい。日本原燃者でございます。そういう意味では、私の認識がずれてたかもしれません。添付書での説明も含めて、図面もどきのものも含めて、どんな情報が出るかを明らかにせよというつもりでやりとりをしました。
1:40:04	ので、クロマルも含めて書いた次第です。そういう意味でおっしゃっていただいて見ていくと白丸は確かに説明として必要なものをピックアップして今一度整理をした。
1:40:17	結果で、黒丸白丸になったところが新たに追加されたと。
1:40:21	いう整理になってます。黒丸だけのところが、最終的に残るのがですね、通信とかのところが確かにクロマルだけで残ったりと、
1:40:32	いうところがあります。そこは
1:40:36	今日概略計画図みたいなやつを、これを系統図というのかというところもあるので、それは逆に言うと、先ほどの話でいくとバーという話なのかなと思ってました。以上です。
1:40:54	支店長谷です。ちなみに、例えば 92 ページだと安全避難通路とかで配置ズーも車で書かれていて、多分これ避難所の説明書に照明ついた同じような図面あってそっちで見てるっていう説明でした。はい。最近って多分そのことですよね。
1:41:13	はい。乳井理事者でございます。はい。ちょっとこれも誤記だって説明しなきゃいけなかったら間違えました画像。
1:41:20	そうですね。そのつもりでした。はい。
1:41:24	これ、

1:41:27	これは、白丸黒丸といえば添付書類についている照明とかをついてて、 図自体がいわゆる配置図、大事じゃない平面図とかに、
1:41:39	類似する図面ということで、これこれを0にしようとしたところ白丸黒丸になってしまいましたけど、ということで書こうと思ってたところでした。以上です。
1:41:49	ちょっといいです。
1:41:50	ただ避難通路がわかりやすいんでちょっと避難通路なんですけど、だから避難通路っていうふうに見ようとするときは、平面図、
1:41:58	下ちょっと入る蒲池Fとか配置図だけだとあまり意味がなくてそこに照明とか避難通路の矢印をついたもので初めて避難所を説明する図面であって、だから配置図とか平面図のところはちょっと今車田とか丸とかいっばいついてるけど、実際前に近いような状況で、
1:42:13	日夏説明中についてる図面が図なんですっていうことですかね。
1:42:18	はい、新美西原でございますーその通りでございます。
1:42:25	つけてみて、
1:42:28	規制庁コサクです。確か2平面図、一般的な平面図で、照明の位置がわからないとかっていうのはそれはそうなんですけど、
1:42:41	一方で避難通路を設けた全体の構造体にしてますよと。
1:42:47	いうことは、
1:42:48	何、明確な宣言はないものの読み解けはしますので、
1:42:55	一部を示していると、ということで、この整理の表だったら白丸黒丸と、
1:43:02	いうことではいいんじゃないかなというふうに思います。
1:43:13	はい、日本ギリシャでございます。はい。
1:43:16	今おっしゃっていただいたことを念頭に、もう一度最終チェックをしたいと思います。
1:43:22	はい。
1:43:23	聞いたんですよ。最後の場面ですけど要は黒村だけのやつってのがいなくなって白丸クロマルちゅうやつで、だから、今みたいに関わるやつとして白丸にもなってるけど、ほかにも、詳細かつかつ生きたような図面がついてます。
1:43:41	はい、日本エリアでございますはいそういう形にしようと思いますただ先ほどちょっと申し上げた、
1:43:48	通信だけがどうしても個人的には納得できなくてですね、あれを系統図のブルーというのかってところが若干ついてる系統図っていうのも、通信みたいなものないですし、
1:44:00	素行は白マル。

1:44:03	すいません。規制庁小坂です。そういうところは言っていたらと思います。通信ワー、
1:44:11	実用炉でも、図面ついてないんじゃないかな。
1:44:18	と思いますので、
1:44:21	音声消えたみたいな、大丈夫ですか、規制庁コサクです聞こえますか。
1:44:28	聞こえてなさそうだね、ネットワークは大丈夫。
1:44:34	向こうだね。
1:44:37	長シミズです。ちょっと本当は世紀越えこっちでこっち出て、
1:44:43	規制庁大変ですけど音声聞こえますか、聞こえました。
1:44:48	では聞こえるようになりました。はい。もう一度、コサクです。もう一度言います。先ほど言った通信のはなCは、
1:45:01	言われ、
1:45:04	言ったようなその無理くり感は確かにあるんだろうなと思ってて、実用炉損、通信の系統図ってついてたような気もしないので、
1:45:14	ちょっとそこは確認をして、
1:45:17	整理をしてもらえば、殊、無理に丸を付けるという必要はありません。
1:45:23	で、一方でほかに黒丸だけのやつど何があるかなってパッと見る通りんかも、
1:45:30	あって、臨界わあ、少なくとも配置図は、大事な情報だと思いますので、
1:45:39	ついてるんじゃない。
1:45:40	金田。
1:45:42	と思います
1:45:44	臨界管理が必要なグローブボックスになんなりをどこにおきます河東前回書いてる話なので、白丸入れていただいて、
1:45:52	系統図についても、警報なりがあれば
1:45:59	何らかの何ですかね回路図みたいなことは書いていただきたいと思いますので、白丸でいいんじゃないのかなと思いますけどそこはその理解でいいですか。
1:46:10	はい、二本木西田でございますはい承知いたしましたはいおっしゃった意味はわかりました。はい。
1:46:18	はい。コサクです。他に。
1:46:21	ちょっと相談したいみたいなことありますか。今もう一つ見つけたのは遮へいの。
1:46:26	構内配置図なんですけど、

1:46:29	このなんだろう、構内配置図って敷地全体を、の中で建屋の位置とかを示す。
1:46:38	ものだったかと思うんですけど、これでしゃべって何を
1:46:42	思われたのか説明いただければ、
1:46:45	はい、日本イシハラでございます。遮へいは、そうですね大体1回、
1:46:52	スカイシャインとかの評価の敷地の境界の話だと思ってましたので白丸で、
1:46:58	いいかなと思います。以上です。古作です。わかりましたじゃそれをお願いします。
1:47:03	他は。
1:47:05	原燃側から黒丸だけでっていうので確認したいことがありますか。
1:47:11	井上西原でございます。いえ。
1:47:13	大丈夫です。先ほどすみません、私がこだわっていた通信だけなので他は大丈夫です整理でいきます。はい。以上です。
1:47:27	規制庁蟹江です。
1:47:37	共通08の95ページの表なんですけど、
1:47:45	第4回申請で、これは勤怠とかがある開示なので、
1:47:55	先ほどの共通05の整理をすると、28条のところはハッチングがとれて丸付けが入るんじゃないかと。
1:48:04	思ったんですけどいかがですか。
1:48:13	はい、日本エリアでございますはい。第4回そうですね。緊対含めて全体の敷地の説明になりますのでハッチング取った上での説明が対象だと思っておりますのではいおっしゃっていただいている通りかと思っております。
1:48:29	はい。規制庁カミデです
1:48:32	適切に反映していただくということ。
1:48:48	城角です。今の表に関して、関連して規制庁側から確認ございますでしょうか。
1:49:01	長シミズほかと共通08の資料において規制庁側から確認ございますでしょうか。
1:49:15	ロックダウンなければ、あ、すみません。
1:49:19	衛藤。
1:49:21	国井八景の確認で申し訳ないですが、
1:49:24	のために、
1:49:25	今の記載だと若干文意が違ってんじゃないのかなと思うので、確認させていただきます。

1:49:32	通しページで 33 ページのところで、そのマーキングの考え方が示されてるんですけど、
1:49:40	その中で 37 条の許可制法のマークのところの文章の二つ目って、
1:49:47	多分書きたい趣旨は、運搬車のことを書きたいと思うんですけど、今の、及びとか並びの使い方だと、代替モニタリング設備とか、
1:49:57	代替気象観測設備っていうのも、許可整合のマークに入っちゃう気がするんですけど、その辺の認識っていかがですか。
1:50:18	規制庁、内村です。はい、上西でございます。おっしゃっていたように、これ運搬者の説明をしたいだけですので誤解がないように記載を整理させていただきたいと思っております以上です。
1:50:30	規制庁の藤原ですよろしく申し上げます。私から以上です。
1:50:40	規制庁、清水他共通する話が資料において規制庁の方から確認ございませんでしょうか。
1:50:52	今原燃側から振り返りの方をお願いします。
1:50:57	はい、二本木西原でございます。まずは、設備リストについては、設置場所の欄を追加をさせていただくということと、
1:51:09	あと、施設共通含めた全体のマルつけの考え方に沿っているかどうかというのを今一度チェックをさせていただきますと、
1:51:17	ということです。あと第 15 条のところの施設共通は社内でちゃんとルールを決めて、丸付けの方は適正化させていただきますと。
1:51:29	ということが 1 点。
1:51:31	もう 1 点目は技術基準規則の各条文と添付書類の図面の関係の整理でございますが
1:51:40	先ほどのやりとりをさせていただいた基本的にまず白丸で必要なものをちゃんと抽出する抜けがないようにするというです。どうしても
1:51:50	ウェブ図面での図面でしかものが出てこない場合は通信みたいなのは黒丸の形にさせていただきますということでございますいま一度ちゃんと
1:52:00	ホ必要な図面とのリンクというのをちゃんとさせていただくということかと思っております。
1:52:06	あとは、設備区分の整理の、計装関係の話をさせていただきました。
1:52:14	一つは、141 ページ以降の整理に基づいて 87 ページの説明書の内容です、この 18 条で請負う設備等のところを、
1:52:25	拡充をさせていただくということと、
1:52:27	141 ページ以降のところ去年んな幾つか口頭で補足をする事になった部分を、説明として追加をさせていただくということと後は、

1:52:37	143 ページのその他設備であった思想巡回の設備はこれは名和田井を表すというような形での整理で、なんて設備の名称を考えさせていただいて適切なものを、
1:52:50	入れさせていただくということ。
1:52:52	これに紐づいて関係します。勧誘 0 とかにも反映をして、整理をさせていただこうということでございました。
1:53:04	はい。
1:53:07	あと、
1:53:08	インターの遮へいの方ですね、はちょっと今タニグチの方から、
1:53:13	はい日本原燃谷口です。発電の側の整理をちょっと調べてみました。
1:53:19	衛藤。
1:53:20	放射線管理設備の遮へいとして中央制御室と緊急時対策所の遮へい、要目表として書いていいるんですけども、
1:53:30	実際要求として付けているのは、勤怠と制御室のそれぞれの条文であって、
1:53:40	ちょっと今手元に様式 8 がたまたまあったので見てみたら、柏崎のやつは、
1:53:46	遮へいについては委員会と制御室と、あとその運転員が制御室にとどまるための設備っていうのが発電所の側には、技術基準あるんですけどその条文に、
1:53:57	ぶら下げて検査をしてますということでしたのでちょっとこっちは技術基準の条文あるなしがちょっと最初のボックスで違うので、それをそれぞれきちっと、
1:54:07	その発言とも整合させた状態で、書類整理するというそういうことで整理をさせてもらえればと思いました。
1:54:15	はい。施設を返すありがとうございました。その方向で
1:54:18	します。ちなみに
1:54:21	整理した結果というのは、共通 08 で説明されるんでしょうか。
1:54:37	日本語で今聞こえてますか。
1:54:40	はいすいません日本原燃谷口です聞こえてました。そうですねこの中で、どれが適用している条文ですっていうことをお示しするのが一番いいのかなって思いました。
1:54:56	はい。社長からちょっと説明書きみたいなものも
1:55:00	ない。
1:55:01	必要だと思いますので、その辺も、
1:55:05	ます。

1:55:06	お願いします
1:55:08	はい承知しました。
1:55:14	吉見です。藤。
1:55:17	と共通 05 と共通 08 について 1 度原燃側からスケジュールの方を説明お願いします。
1:55:40	はい。日本原燃石原でございます。
1:55:45	すいません。当初考えてました。は、補正を出させていただいてそのあとに、関連する補足として一式
1:55:53	積みさしていただこうと思ってましたので、
1:55:56	来週、ご提示をさせていただくということで思っておりました。以上です。
1:56:13	来週でも補正が今のところ、
1:56:18	当聞いている話だと来週の火曜日ってということで聞いてそのあと補足説明資料はそのあとぐらいってということでしょうか。はい。二本木西浦でございます。はい。6 日をターゲットに今考えております補正は、
1:56:34	そのあとに、これだけではなくて 00 シリーズというの、補正の状態に合わせたのを、一色がこれですというのをお出しをしようと思ってましたので、補正後に積みさせていただこうと思ってました。以上です。
1:56:51	清水ですと、スケジュールに関して既設側から何かコメント等ございませんでしょうか。
1:56:58	規制庁コサクですけど、補正後になって言われてる意味がちょっと。
1:57:02	わからないの念のためなんですけど。
1:57:07	00 の資料、
1:57:12	それぞれどういうことを書くべきかという整理をしていて、そのブラッシュアップが終わらないと、補正はできないんじゃないかなと。
1:57:21	思ってるんですけど。
1:57:23	そうすると一資料の完成は 00 が先で、それを踏まえて補正をして、
1:57:31	ていうことで有井補正と同時に出せるってということだと。
1:57:35	思ってるんですけど、何で後になるんですか。
1:57:43	はい。
1:57:44	はい。日本原燃石原でございます。まず、
1:57:48	作る順番はおっしゃっていただいている通りでございます。提出のタイミングだけをどうするかっていう話だけでした。出せる状態で攻めとおっしゃっていただいている通り、00 共通シリーズも、

1:58:01	大勢の場合、物ができて、それをベースに、構成のバージョンのものを作りますので、ものが当然できた状態になってます。提出物を提出するタイミングということで若干すいませんこちらの
1:58:16	提出する
1:58:19	時期として、
1:58:21	時間差という形で、今のご提案をさせていただいたところでした。同時に出せるでしょうっておっしゃっていただけるのは、おっしゃる通りだと思います。以上です。
1:58:31	はいコサクですわかりましたそれで言うと、補正を午前中にいたします。そのあと午後に補足説明資料、
1:58:42	一通り出しますとか、そういう、
1:58:44	感じですか。
1:58:52	別にあの時間までではない。イメージとしては、
1:58:57	リオンエリアでございます。はい。
1:59:01	ドジ。
1:59:02	しますか。
1:59:04	よくわかんなくなっちゃった。はい。やろうとするとそういう時間差になると思いますし、同時に出せるっていうことも、ちょっとチャレンジをして考えたいと思います。以上です。
1:59:16	はいコサクです必ずしもそのドンピシャで同時である必要はないんですけど、
1:59:23	翌日翌々日とかになってしまうと、こちらの確認作業として、非常にやりにくくてですね補正を受けた意味もあまりなくなっちゃうみたいなことになりますので、
1:59:36	事務作業として、混乱をするのであればまずことは別にいいですけど、同日で対応いただきたいなというところです。よろしくお願いします。
1:59:50	はい、弓削西田でございますはい。上地いたしまして目的もちゃんと理解できました。はい。対応させていただきます。以上です。
2:00:01	規制庁の李です。1点確認なんですけど、東京農工警報のやつの製品踏まえてああいうゼロゼロ微妙に変わってるんですけど、補正には影響がないから、タイミング的には酒匂でも大丈夫だには第1回申請中の第2回申請に、
2:00:16	おける項目の話で、
2:00:19	番号とかまでに船木もするけど後ろの方の番号だからあんまり1局は流そうで大丈夫とかってことです。

2:00:25	はい、日本ユニシアでございます。慶応関連設備としてまとめたときに、修正した 00 はもうすでに以前お出しをしまして、
2:00:35	今回のやつで変わろうとすると、窒素循環用設備といった部分の名称が変わるということかと思えますその辺も含めて確認はしますが、
2:00:45	かつ今おっしゃっていただいた通り対象としては第 2 回以降の条文になりますただ
2:00:52	設備名称自体が、小児基本設計方針の章立てに関わるものもあるので、目次に影響しますというのもあるので、その辺はすぐに決めて、展開をさせていただきますけど 0 としては、
2:01:06	メッセージは書きますけどどっちみち対象として中身は 2 回以降ということで、はい。思っておりました。以上です。
2:01:15	はい。規制庁鳥井ですユーザーとしては理解したんでは、とは先ほど言われた藤の話とか何か、
2:01:21	ここではこういう記載になっている物が違うみたいなご提案に来るというものがあるので、検査のほどよろしく申し上げますそれから以上です。
2:01:34	規制庁の清水です。どっか、スケジュールとかに関連しての確認、成長側からございますでしょうか。
2:01:45	なければ全体を通してとあと
2:01:49	前回のヒアリングで一つ、06 や 010 もやってそのあと修正版を出していただいているんですけども、全体通して他の共通仕様に関してもし規制庁側から何かございましたら、
2:02:03	等ございますでしょうか。
2:02:05	藤規制庁カミデです。共通イチゼロ直してもらってますけど、事業者から、特に、
2:02:14	何か説明したいこととかってないですかね。
2:02:18	はい。日本原燃車でございます。まずは、すいません最新の状況が反映できてなくて大変申し訳ございませんでした。共通税、いずれにつきましては特に再処理の方が最新という意味では事業、使用前事業者検査も含めて全体、
2:02:35	進んでますので、全体の項目の中で一部でも、スタートを切ってるものについては実績として、丸三角から丸にさせていただきましたということでございます。以上です。
2:02:48	はい。規制庁鏡です。
2:02:51	昨日耐震のヒアリングで、
2:02:54	計算書の数字間違って転記しちゃってってということがあって、

2:03:00	であれ、
2:03:01	補足説明資料だけでなくて補正、こないだ出てきた補正も同じで、
2:03:06	どこが、
2:03:08	抜けちゃったのかなって、
2:03:11	いうところを説明いただいた方がいいかなと思ってるんですけど、その 辺って、
2:03:16	理解されてる方、今説明できるかといいますか。
2:03:20	はい。弓削石原でございます。昨日あった浮き上がり委員会転倒モー メントの値のところの基本ケースと地盤物性のばらつきのケースの値が、
2:03:34	間違っていたと、いうことでした。
2:03:37	これ自体が結局計算のシートからですねエビデンスのシートから転記を して部分に書き写すと。
2:03:47	ということなのですが、実際補正申請書を作るにあたって設計会社の人間 と当社の人間が、
2:03:58	確認をしてチェックをしたということはやっておりました。
2:04:02	ただ私もすみません実物を見せてもらった結果として、
2:04:07	実に間違いやすいと思いました。計算シートの中に浮上がり限界モーメ ント、①、②とあって、①が使わなきゃいけない数字までには社内検討 用の何か別に使わなきゃ使わないような、
2:04:21	データもあわせて書いていて、①が何で②が何という、別に特別にその シート自体に書いてあるわけではないと、いうことで①と書いてあると ころの数字を転記しないといけないところが②と書いてあるところの数字 を転記してしまったというのが、
2:04:38	間違っていた行為そのものでございました。
2:04:44	その取り違えに結局は気づかないで出てしまったということでございます。
2:04:52	今、正しく原因とあとは、そういった取り違いがあるよう起こるよう な、誘発するような、エビデンスのシートの形になってるものが本当に 他にないのかということと、
2:05:05	他で数値を転記したりとか、使っているもののデータのチェックという ものも含めてやっておるところでございますそこは1掛けて全部喜一今 やらせていただいています
2:05:19	ということでございます。以上です。
2:05:22	藤規制庁カミデさん、共通 10 で書いてある活動の実施方法との関連 で、ちょっと頭を整理したいんですけど。

2:05:33	まず、7ページの3ポツ3ポツ3、設工認における設計及び設計のアウトプットに対する現象と、まずこの辺だと思ってるんですけど、取っかかり合ってますかね。
2:05:51	はい。乳井ギリシャでございますはい。おっしゃっていただいているかそうかと思えます。
2:05:55	はい。規制庁深見です。
2:05:57	で、(1)は基本設計方針の話になってますのでここは今回の事例とは関係ない。
2:06:05	そうですね。よろしいですか。
2:06:07	はい、日本石田でございます。おっしゃっていただいている通りでございます。
2:06:12	はい。規制庁カミデです。次、9ページに(2)があって、
2:06:20	この辺、
2:06:21	もう、
2:06:24	基本設計方針を受けてちゃんとやりましょうっていう話だから、ここも今回は関係ないってことですかね。
2:06:34	はい。そうですね。方針的なもの、文章のお呼び出しのあたりのお話だと思いますので。はい。思います。
2:06:45	はい。規制庁カミデです。
2:06:47	ただ、具体がだんだん展開されていて、Aポツ基本設計方針Bポツが、
2:06:57	確保で、
2:06:59	Cポツ、
2:07:02	12ページぐらいになってくるところの調達、
2:07:06	による解析のパーティーとかって出てきてますけどこの辺はどうですか何かこの辺もまだインプットの話をしていて、
2:07:14	違うのかなあとも思いつつ、
2:07:16	どうですか。はい。日本原燃志田でございます。はい。ここも調達におけるいろんな解析業務そのもの話ですので、ここは、現状でも前回のエリアの中でも、
2:07:28	正しくできていたということでございますので、ここももともとの非常で書いていたルール通りできていると思ってます。以上です。
2:07:36	はい。規制庁神谷です。わかりました。
2:07:40	ということはこの辺まではできていて13ページぐらいまで、
2:07:45	きていて、
2:07:47	14ページの(3)アウトプットに対する検証の話なのか、もしくは15ページの(4)設工認申請書の作成のところなのかっていうと、

2:07:59	あれですかね、15 ページの話になるんですかね。
2:08:03	はい。二本木イシハラでございます。該当するとするとそうですね 15 ページにあるDぽつ各添付書類の作成というところで、
2:08:15	いろんな結果を取りまとめて建設工事ステーションにするというところかと思えます。その上で、申請書のチェックであったりの方にどんどん回っていく、こういったところでのチェックで抜けたのかなと思ってます。以上です。
2:08:32	はい、規制庁菅
2:08:35	ここで言ってる。
2:08:37	d ポツで言ってる様式 6 とか様式なんてな、なんでしたっけ。
2:08:51	はい。宮城西原でございます。様式 6 は設計方針とかを展開しているもの、様式何だっけ。
2:08:58	レシート、そうか。様式ならばですね今作ってる別紙地域と同じ。
2:09:06	①と同じものです。
2:09:12	すいません、様式 6 が別紙 1 の②、括弧、基本設計方針で番号をつけていろいろ振り分けてる阿部が、様式 6 と同様のものということになります。
2:09:24	はい。毒性直下見てですね。そういう意味だと d ポツも、耐震計算書っていう意味では、
2:09:31	これも引っかけかかってこないんですか。
2:09:38	はい、二本木西浦でございます。作成するという行為はDポツのところにかかると思えます。以上です。
2:09:46	はい。規制庁カミデです。
2:09:50	何ていうかちょっとよくわからなくなったんですけど、
2:09:54	経産省しっかり作って確認しようっていうプロセスに当然なっていると思ってるんですけど。
2:10:01	何か、
2:10:03	頭から読んでいけばそういうところが見つかるんだろうなと思って、順々に聞いてきたところ、何か基本設計方針で止まっちゃったような感じが私はしてるんですけど、どこで余命ますかね。
2:10:22	はい。日本原燃志田でございます。d ポツのところのがですね正しく適合性の設計、設計 2 の結果及び図面等の設計資料をもとに、
2:10:34	基本設計要請に対する詳細設計の結果及び設計の妥当性と力、各必要な事項を取りまとめ、
2:10:41	あとそれが様式六、七、

2:10:46	を用いて、設工認、必要な添付書類を作成するという最後のこの添付書類を作成するってところでその詳細設計の結果云々との結びつきで、
2:10:56	ものが出てくるのかなと思ってました。以上です。
2:11:00	はい、規制庁川満わかりました。何で様式と6とか7とかを使いつつ必要なものを全部ここで作ってくださいねっていうことで、
2:11:10	今回は小高のところの漏れがありましたっていう。
2:11:19	はい、二本木西原でございますはい。ということかと思っています。
2:11:25	はい。
2:11:26	長カミデです。
2:11:29	かかるプロセスを、一旦見直してちゃんと補正までにチェックをしてっていうことを今やられている。
2:11:41	はい、日本エリアでございますはい。おっしゃっていただいている通りでございます。
2:11:50	はい。
2:11:51	清長官。
2:11:53	結構いろいろ
2:11:55	ですけど、
2:11:56	に関係するところとかはなさそうですかね設計のところは今のところまでって感じですかね。
2:12:05	はい。日本原燃石田でございます。作成するという声だポツでそのチェックという意味でリレーションの設工認申請書案そのもののチェックが、その次の項目までで、全体をカバーできるかな今回のところの対象としては、
2:12:22	その部分かと思います。以上です。
2:12:26	はい。
2:12:27	わかる。
2:12:29	あれですか、今のところ同様の事例は出てない。
2:12:36	はい、弓削西原でございます今のところは同じものっていうのは確認されておりません長です。
2:12:42	はい。規制庁深見です。
2:12:45	はい。
2:12:48	特段資料どうこうということはないのですね。とりあえず、時間
2:12:58	規制庁清水です。保管規制庁側からの確認共通の他の資料や全体を通して確認ございますでしょうか。
2:13:12	下、
2:13:14	原燃側も特によろしいでしょうか。

2:13:19	はい。乳井値が特にございませぬ。
2:13:22	それではこれで本日のヒアリングを終了したいと思います。録音の提出をお願いします。